

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：合同会社アルファ
- (2) 代表者職氏名：代表社員 三苫 智子
- (3) 所在地：大分県日田市大字石井567番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10件）

平成30年 2月14日認定「認1712000191」

同年 6月26日認定「認1812005479」「認1812005480」「認1812005535」  
「認1812005536」

同年10月11日認定「認1812008400」「認1812008401」

同年11月27日認定「認1812013995」「認1812013996」

同月29日認定「認1812013551」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号の規定に基づき、令和2年9月11日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局から外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。